

平成三十一年三月十一日提出
質問 第八七号

「ラップ療法」などネットに流布されている情報に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

「ラップ療法」などネットに流布されている情報に関する質問主意書

本年三月五日、火傷をした三歳の長女を自宅に置き去りにしていた母親と同居する交際相手の男が、保護責任者遺棄の疑いで逮捕されたと報じられました。

報道によると、長女は火傷をした上半身をラップに巻かれた状態で自宅に置き去りにされており、母親は「インターネットで火傷の治療法を調べて娘にラップを巻いた」と供述しているとのことでした。

さて、火傷の治療に食品用のラップで覆う「ラップ療法」ですが、二〇〇〇年頃から、褥瘡（じよくそ）ケアの現場などで、傷を乾かさず湿潤環境において治す目的で用いられはじめ、その後、火傷にも使えらるるとして、一部の医師会や病院などのホームページ上で紹介されるなど、インターネットを通じて一般に広まりました。

実際に、インターネットの検索サイトで「火傷 応急処置」と入力すると、予測で「火傷 応急処置 ラップ」と出てくることを考えると、多くの方が火傷を負った時に、応急処置としてラップ療法を行っていると考えられます。

一方、日本熱傷学会は二〇一二年に会としての見解を公表しており、その中で、熱傷治療に精通していな

い医師などが情報を鵜呑みにして食品用ラップなどを熱傷創に使用し、未熟な管理を行った結果、しばしば感染症を生じていたことや重篤な全身性の敗血症で死亡した症例を紹介し、医師が熱傷治療において非医療材料を用いることは、厳しく制限されるべきであると勧告しています。

特に、乳幼児においては、重篤な症状が引き起こされる危険性が高く、決して用いてはならないと強く警告しています。

上述した医師会や病院のホームページにおいても皮膚科への受診を勧めたり、医師の指導の下で行う旨の記載がされておりますが、このサイトを見た方がこの記載を確実に見ているとは限りません。

「ラップ療法」に限らず、ネット上には様々な民間療法が流布されており、どの情報が正しく、どの情報が間違っているのかの判断は見る側のリテラシーに任されています。

「ラップ療法」を含めて、ネット上に流布されている医療に関する情報については、医療用ではない商品を使用するのは慎重に行うこと、また、必ず医師の診断を仰ぐことなどを注意喚起する必要があると思いますが、政府の見解を伺います。

右質問する。